

京都市告示第541号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年2月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上鳥羽7号線	南区上鳥羽鍋ヶ淵町19番地の2地先内	旧	メートル 14.10	メートル 6.00 ~ 10.40
		新	14.10	4.80 ~ 19.00
上鳥羽10号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町29番地の1地先内	旧	1.90	2.44 ~ 2.45
		新	1.90	2.44 ~ 2.45
上鳥羽経89号線	南区上鳥羽川端町71番地の3地先から 同町71番地の1地先まで	旧	14.60	3.90 ~ 4.30
		新	13.00	4.11 ~ 4.50
上鳥羽南部経33号線	南区上鳥羽八王神町37番地の3地先内	旧	3.97	6.40 ~ 6.67
		新	3.97	6.40 ~ 6.67
上鳥羽南部経36号線	南区上鳥羽八王神町67番地の1地先内	旧	13.46	5.96 ~ 7.77
		新	13.46	5.96 ~ 7.77
上鳥羽南部経43号線	南区上鳥羽鍋ヶ淵町19番地の5地先内	旧	2.51	24.00
		新	2.51	24.00

(建設局土木管理部道路明示課)